

癸未、還到海部郡片村行宮。甲申、到和泉國日根郡深日行宮。于時西方暗暝、異常風雨、紀伊國守小野朝臣小贊從此而還、詔賜繩三十疋、綿二百屯。乙酉、到同郡新治行宮。丙戌、到河內國丹比郡。丁亥、到弓削行宮、賜五位已上御衣。戊子、幸弓削寺禮佛、奏唐高麗樂於庭、刑部卿從三位百濟王敬福等亦奏本國僊。閏十月辛卯、詔河內和泉今年之調、皆從原免、其河內國大縣若江二郡、和泉國三郡田租亦免。又行宮側近高年七十已上者、賜物犯死罪已下、皆赦除、十惡及盜不在赦限。又郡司供奉人等、賜爵并物有差、授守正五位下石上朝臣息嗣正五位上、介正六位上石川朝臣望足從五位下、和泉守從五位下紀朝臣鯖麻呂從五位上、兩國軍毅四人各進一階、是日還到因幡宮。丁酉、騎兵一等二百三十二人、賜爵人二級、二等四十八人、三等二十八人、一級、並賜綿有差、大和河內國郡司十四人、賜爵人二級、八十七人、一級、其獻物人等、賜綿有差。

〔續日本後紀七〕承和五年七月丙寅、天皇幸葛野川觀魚、賜扈從五位已上祿有差。

〔古今著聞集十四〕亭子院〇字御時、昌泰元年九月十一日、大井河に行幸ありて、紀貫之和歌の假字序かけり、

わはれ我君の御代、なが月の九日ときのふいひて、残れる菊みたまはん、又暮ぬべき秋ををしみたまはんとて、月の桂のこなた、春の梅津より御船よそひて、渡し守を召て、夕月夜をぐらの山のはどり、行水のおほ井の河邊に行幸したまへば、久方の空にはたなびける雲もなく、みゆきをまぢ、流るゝ水は、底に濁れるちりなくて、おほん心にぞかなへるとみこと、のりして仰せたまふことは、秋の水にうかびては流るゝ木の葉とあやまたれ、秋の山を見ればおる人なき錦とおもほえ、もみぢの葉の嵐にちりて曇らぬ雨ときこえ、菊の花の岸に残れるを空なる星と驚き、霜の鶴河邊に立て雲のをるかど疑はれ、夕の猿山の峽になきて人の泪を落し、旅の雁雲路にまどひて玉づさと見え、遊ぶかもめ水に住て人になれたり、入江の松幾代へぬらんといふ事をぞよませ